

平成 26 年度第 4 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 26 年 12 月 4 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 40 分

○会 場：白山会館 2 階 胡蝶の間

○出席者

・委員：松永委員、柳委員、熊倉委員、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、宇治委員、多賀委員、遁所委員、平澤委員、島崎会長、大瀧委員 計 13 名（欠席委員：熊谷委員、高岡委員 計 2 名）

・オブザーバー：山賀新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

圓山にいがた自立生活研究会事務局長

・関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課

・事務局：佐藤福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：4 名（うち報道 1 名）

1. 開会

（司 会）

ただいまから、平成 26 年度第 4 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、障がい福祉課の大倉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様のご発言の際には、マイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。また、会議録を作成いたしますので、テープ録音をご了承くださいますよう、お願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料を確認させていただきます。机の上にお配りしておりますが、まず本日の次第、出席者名簿、座席表、「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」、「第 5 回障がい者施策審議会日程調整表」、「当日の審議会で議論いただきたいポイント」、資料 6 として表紙にカラーのグラフがある資料。それから、資料 7 「第 4 期新潟市障がい福祉計画素案」。資料 7 の別とじになりますけれども、A 3 サイズの表のような資料があります。それから、参考資料 1、参考資料 2、こちらが事務局で用意した資料です。さらに、本日、柳委員からご提供いただいて、新聞の写しの記事の資料もございます。本日、お配りした資料は以上です。さらに、前回、使用した資料も使いますので、ご持参いただいていると思い

ますが、そちらのご用意はよろしかったでしょうか。

本日、お配りした参考資料1ですが、こちらは私から、若干、説明させていただきます。参考資料1というのは、今後のスケジュールに関する資料です。この審議会や市議会への報告、また市民意見、パブリックコメントなど、計画に関するスケジュールとなっています。本日12月4日、第4回の施策審議会。こちらが終わり、その後としましては、議会への報告、パブリックコメントを12月下旬から1月下旬にかけて行います。その後、第5回の施策審議会を開催。さらに、議会報告を2回行うこととなります。そのような手続きを経て、最終的には委員の皆様で書面で確認をいただいて、計画が完成するというスケジュールになっています。なお、12月15日ごろになりますが、議会報告の際には、主な事業です。計画に書かれている内容に対応するような主な事業も含めて、実際に発行する本冊に近いような形でご説明をし、その資料でパブリックコメントにかけることとなりますが、委員の皆様には、なるべく早く、そこで使う同じ資料をお送りします。なお、パブリックコメントが終了する1月下旬まで、委員の皆様の意見を計画に反映することは可能でありますので、もしこの審議会の終わった後でもご意見がありましたら、事務局のほうにお寄せいただけたらと思います。また、今回、資料の番号の振り方ですが、6番から始めています。こちらは、前回の資料番号とダブリを避けるため、続き番号を振っているということをご理解いただきたいと思います。

続きまして、本日の委員の出席状況です。熊谷委員、高岡委員から欠席の連絡をいただいております。15名の委員のうち13名の委員が出席されておまして、過半数を超えておりますので、この審議会が成立しているということをご報告させていただきます。また、今回、オブザーバーとしまして、前回に引き続き、にいがた自立生活研究会の事務局長圓山様と、新潟市障がい者地域自立支援協議会の山賀会長にご参加をいただいております。なお、施策審議会条例第5条第4項の規定において、審議会は必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができると定められていることを申し添えます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからにつきましては会長に進行をお願いいたします。島崎会長、よろしくお願いたします。

2. 議事

(島崎会長)

皆様こんにちは。それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。年内の施策審議会は4回目の今日が、一応、締め日ということになっておりますので、また計画をまとめるという会でございますので、ご忌憚のない積極的な意見をいただきますようお願いい

たします。まず、今日の時間配分ですけれども、議事（１）第３次新潟市障がい者計画素案について、前回からの続きとなっておりますけれども、残っている部分について、総論のデータの部分や第２部の各論の３、４、５、６の部分、それから第３部の計画の推進に向けてのところをおおむね１時間程度。そして、議事（２）第４期新潟市障がい福祉計画素案について、残りの時間を使って、ぎりぎり議論ができたかと考えております。なお、本日の終了時刻は１５時３０分を予定しておりますけれども、また若干、延長する場合がございますので、ぜひ皆様からご了承いただければと存じます。

（１）第３次新潟市障がい者計画素案について

（島崎会長）

それでは、はじめに議事（１）第３次新潟市障がい者計画素案についてです。進め方としては、最初に資料６を使いまして、前回、掲載のなかった第１部総論の７新潟市における障がい者の状況、８新潟市における障がい者のニーズの部分をご確認いただきまして、その後、前回配付の資料５を使って持ち越し部分を議論することとしたいと思います。最初に今日配付の資料６をご覧くださいと思います。１ページ目、７新潟市における障がい者の状況についてでございます。主に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移を掲載しております。また、発達障がいにつきましては、実際、どのくらいの方が発達障がいであらっしゃるのか。正確な数字が市のほうでは把握されていないということで、掲載しておりません。また、難病につきましては、平成２５年度から障がいの範囲に新たに加わりましたので、障がいの方の数を、一番最後になりますけれども、掲載しております。これにつきましては、数字的な新潟市の障がい者の状況ということですので、時間の都合もありますので、説明は省かせていただきますが、後ほどぜひご覧くださいと思います。何かお気づきのところがありましたら、また後でお知らせいただければと思います。

次に、８新潟市における障がい者のニーズについては、前回、会議に引き続き、オブザーバーで参加していただいております、にいがた自立生活研究会の圓山事務局長に簡潔にご説明いただければと存じます。資料６の８ページをご覧くださいと思います。圓山事務局長、説明をよろしくお願いいたします。

（圓山オブザーバー）

改めまして、お時間をいただきます。圓山と申します。よろしくお願いいたします。

資料６の８ページからになります。項目が８となっております。新潟市における障がい者のニーズです。前回ないしは前々回のときにもご報告いたしましたけれども、改めまして、基本的な調査の状況を確認しておきたいと思います。今回の計画のために実施したアンケートにつ

いては、8ページにあるような形で、7月に実施し、全体でこちらの資料ですと回収率が54.4パーセントということになっておりますけれども、実際、少し性質が違います。アンケート表は同じなのですが、先ほどのこのページの前までのところでの障がい者の状況でもございましたように、身体障がい、知的障がい、精神障がいの方々については、手帳所持者ということで、全体数が分かる状況になっております。それに対して、発達障がいの方々、難病の方々というのは、別に新潟市にかかわらず全体の実情がよく分かりにくいということがございまして、調査の性質上、どこを対象に調べたかということが若干、性質が違います。そういうことがありまして、いわゆる手帳所持者の方々だけで見ると、回答率、回収率は58パーセントになりますので、それは言い添えておきたいと思えます。3障がいの手帳所持している方々は、合計で2,366名の方から回答をいただきました。それは平均すると、回収率は58パーセントになるといったところをご承知おきください。

9ページ目も前回にお示ししたものとほとんど同じなのですが、一番左側の列に全体の集計の結果を追加いたしました。全体の傾向も併せて提示させていただきましたので、ほかのグループの傾向が分かりやすくなるかと思えます。アンケートについては、全体で問16までございましたけれども、例えば、年齢や居住地といったことも含めて16になりまして、中心的には、やはり問4であげております、新潟市の障がい者福祉施策の中で、あなた自身が改善ないし拡充してほしいと思うことはありますか。この問が最も計画を策定するうえで重要な設問かと思えますので、表を提示したところでございます。

皆様方は、表を確認できる状態であれば、9ページをご覧いただきながら、10ページ、11ページの話を見せていただきたいと思います。表をご覧になったほうが分かりやすい方は、表をご覧になったまま確認していただければと思います。9ページの表をご覧いただくとお分かりのように、全体の集計結果では、一番、多くあげられたものが経済的負担の軽減、道路交通建物のバリアフリー、相談支援体制という形になっています。これは幾つでも丸をつけてくださいということですので、全体として100パーセントを超えますので、全体の中で何パーセントの人が、この選択肢に丸をつけたかという集計になっていますので、そのようにご覧ください。全体の傾向としては、今ほど、申し上げたような順位になるわけですがけれども、回答者の状況を見ますと、全体的な状況を当然、反映するわけですがけれども、65歳以上の身体障害者手帳の所持の方が非常に多くなっていますので、数として多いものが全体の傾向にも大きく影響していると考えられましたので、ご覧いただいている表のような形でグループを分けました。

一つ目は、65歳以上の身体障害者手帳保持者の方々です。二つ目は65歳未満の身体障害者手帳保持者の方々です。三つ目は療育手帳をお持ちの方、四つ目は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、五つは複数の障害者手帳をお持ちの方と分けております。これと併せて発達障が

い・難病の方々を対象にアンケートさせていただいた結果を表にしております。このようにして比較してみると、年齢や障がい種別によって、当然のことではありますけれども、改善ないし拡充してほしいと回答されている方が非常に異なることが明らかとなりました。例えば、身体障がいの65歳以上のグループでは、雇用促進や就労支援をあげた方は非常に少ないです。1.7パーセントですから2パーセントに満たない人数になっています。それに対して、複数の手帳所持の方も低いのですが、そういった二つのグループを除くと、雇用促進、就労支援をあげた方は、とても高い割合となっています。例えば、精神障害者保健福祉手帳のグループの方であれば、33.2パーセントになっています。約3分の1の方はここに丸をつけているということになります。また、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、あとは複数の手帳所持者の方、あるいは手帳なし、ここでいうと発達障がい・難病の方々のグループでは、相談支援体制をあげた方がいずれも20パーセントを超えるという結果が得られました。こういった表を併せ持ちますと、次のようなことが言えるのではないかと思います。

いずれにせよ、経済的負担の軽減というのはとても高いわけですが、現実問題といたしまして、ここに直接的に現金支給の制度を導入できるのかということ、非常に厳しい現状があるわけです。特に若年層といいますか、65歳以下の方々の結果からすれば、雇用促進や就労支援をさらに充実させることによって、結果、経済基盤の充実を目指すということが求められるのではないかと考えられます。

資料の11ページ、前回、この表に基づいて報告させていただきまして、さまざまな非常に貴重なご意見をいただいたととらえています。その中で、障害基礎年金などの制度がよく知られていないと。知らなくて受給できてなくて、経済的に厳しい状況になる人がとても多いというご指摘もございました。そういったご指摘から、今回のアンケート結果も照らし合わせてみると、やはり療育手帳の方や精神障害者保健福祉手帳の方々については、経済的負担の軽減と相談支援体制は、両方高い割合を示しているわけです。そういうことからすれば、これも当然といえば当然なのですが、相談支援体制のところ、経済状況なども含めた日常生活全般の相談支援。本来、求められているソーシャルワークとしての相談支援をしっかりとしていく必要があるのではないかとということがアンケートの結果からも読み取れると思います。

ここでは、問4についてご報告させていただいておりますけれども、大変多くの方々からいただいた貴重なアンケート結果ですので、単に計画案を作るというところでとどめずに、今後も継続して、この結果を活用することが重要であると考えます。一つにはデータを取らせていただいていたので、今回、お示しした以外の結果についても、年齢や障がい種別、あるいは日中の生活の状況といったことを継続的に集計結果を検討して、これからの施策の根拠にさせていただくということも継続的に取り組む必要があるのではないかと思います。二つ目につい

て、これも実は前回、終わってからそういったご意見をいただいて、全くそのとおりだと思われましたので記載させていただきました。9ページの表だと量的な数をお示しするような結果となっています。今回のアンケートについては、集計をするのになじまない内容。具体的には、あなたは障がいを理由として、差別、暮らしにくさを感じたり、嫌な思いをしたことがありますかという自由回答についてです。前回、回収資料としてお配りさせていただきましたけれども、今後、活かすべきであるという声もいただきまして、集計をしたり、そのまま公表することには、若干なじまないとは思いますが、例えば、行政職員や福祉、あるいは医療従事者への研修を行うときに、こういった実情があるということで、有効に活用していくなれば、せっかく書いていただいた皆さんの思いを受け止めつつ、施策を進めていくことができるのではないかと考えます。以上、現段階で分かったことを報告させていただきました。

(島崎会長)

圓山事務局長、ありがとうございました。今ほど、資料6の8新潟市における障がい者のニーズについて、調査の具体的な集計結果から読み取れること。今後、このニーズ調査の結果をさまざまな形で施策等に活かしていったらどうかという大切なご提案も含めていただいたと思っております。この資料6につきましても、先回の資料5の9ページ、7新潟市における障がい者の状況、8新潟市における障がい者のニーズの部分に、今日、お配りした資料6がそのまま入るといって読み込んでいただきたいと思います。資料6につきましても、先回の資料5の第1部の総論の一番最後のところの7、8、次回以降にお示ししますと記載されている部分にこれが入るといってございまして。今ほど、特に資料6の8ニーズ調査について、圓山様のほうからご説明いただきましたが、何か文言を追加したほうがよい、あるいは何かご意見やご質問がございましたら、お出しいただければと思います。基本計画や福祉計画のところに反映させられるところは、そのようにしていきたいという方向で、事務局では素案づくりに取り組んでいただいているとお聞きしていますので、これからの説明の中でも触れていただけたと思いますが、今、圓山さんからご説明いただいたところで、何かご質問等、文言でお気づきのところがありましたら、重ねてお願いいたします。特にございませんようでしたら、次の議事に移らせていただきますがよろしいですか。

(柏委員)

9ページの表のところですが、順位からいうと3位の中には入っていないのですが、精神障がい者の方の障がい者の権利擁護ということが24.3パーセントということで、ほかの障がいの方たちの3位の数以上の場合もあります。このことについては、いろいろな面で家族会などもそうですけれども、家族の偏見などもありますし、昨年、新聞に虐待のことが出ておりましたけれども、権利擁護についての一貫した啓発を素案の中に活かしていただきたい

と思います。

(圓山オブザーバー)

私が、はいというわけにはいかないのですが、ぜひご検討いただければと思います。ご指摘のとおり、私も実は、ここはすごく高いなと思いましたが、便宜上3位まで色づけしましたけれども、例えば、20パーセント以上を示したものを少し強調するなど、報告としては、そういった工夫が可能かと思います。施策については、障がい福祉課のほうでご検討いただければと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。そのように具体的に反映できるようにということでお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。特になければ、次に前回の持ち越し部分になりますけれども、前回お配りした資料5の第2部各論です。目次を見ていただきますと、ここまでのところが第1部の総論でございました。第2部の各論につきましては、先回、1、2が一応、終わっております。それで今日は、3の療育・教育の充実から、第3部計画の推進までということで、この素案についてご意見をいただくということになっております。各論の3療育・教育の充実以降について、事務局から一括でご説明いただきまして、その後、3と4を一つの括り、5と6を一つの括り、そして第3部計画の推進に向けてを一つの括りとしてご意見をいただくという形で進めていきたいと考えております。それでは、最初に事務局から資料のご説明をいただければと思います。お願いいたします。

(事務局)

それでは、資料5の21ページからになります。各論の3療育・教育の充実です。ここにつきましては、次のページの(2)学校教育の充実の網掛け部分ですが、こちらについては、「学校が地域の社会資源を有効利用する枠組みがあれば、障がい者に対する教育の充実が図られるのではないか」というご意見を踏まえまして、「地域のさまざまな専門機関を有効活用し」という文言を追加しました。次の下の網掛け部分ですが、ここにつきましては、教育に関しまして、「個人ではなく、学校全体で障がい者支援を考える仕組みが必要ではないか」というご意見がありましたので、現在、市内の学校では特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を設置し、障がい者支援を検討しておりますので、網掛け部分のような「特別支援コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます」という文言をつけ足していただきました。

次に、24ページです。各論の4雇用促進と就労支援の(1)雇用促進と一般就労の支援についてですが、こちらにつきましては、施策審議会で「障がい者雇用に積極的に取り組む企業を支援する施策が必要」というご意見。それから、社福審の分科会では、「障がい者雇用に積極的

な企業に対して、メリットがある仕組みを作るべき」というご意見。また「農家に対する助成制度」など、さまざまな意見が出されておりました。25 ページの網掛け部分になりますが、「障がい者雇用に積極的に取り組む企業への支援を実施」という部分で、ご意見を反映したと考えております。また、分科会では、農業を活用したさまざまな取組に関する意見が出されましたが、その中には本市が農業分野において、国家戦略特区に指定されたことに関連した意見が幾つかありましたので、次の網掛け部分で「国家戦略特区に指定されたことを踏まえ」という部分を追加させていただきました。また、この施策の方向性の全体的な部分としまして、障がい者の就労支援につきましては、今、圓山事務局長からもご説明がありましたが、アンケートの中でも就労の部分というのは、非常に要望の多かった施策でもありますので、このページの上から4行目、「障がい者就労支援センター・こあサポート」。また、数行下の網掛けの一つ上になりますが、「障がい者雇用支援企業ネットワーク・みつばち」、これらと連携し、積極的に就労に向けて取り組んでいきたいと考えています。

次に、その下の(2)福祉施設への就労の支援ですが、次の26 ページをご覧ください。こちらにつきましては、社福審の分科会の中で、授産製品の販路拡大についてご意見をいただきました。その中で、「販路拡大の前に商品開発に取り組むべき」というご意見が複数ありましたので、この網掛けの部分につきましては、「福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出につながるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います」という文言を追加いたしました。

次に30 ページです。各論の6障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進です。次の31 ページの網掛け部分になります。(3)障がいと障がい者に対する理解の普及のところで、条例の検討基礎資料とすることを目的とした差別事例の募集に関する記述を追加し、なぜ差別の解消が必要か。それから、実際に障がい者の方々が差別や生きづらさを感じているということをこの部分で明らかにしております。

次に33 ページ(5)ボランティア活動の支援、推進ですが、これにつきましては、「ボランティア活動の参加者が継続してボランティアに取り組んでもらえるための工夫が必要」というご意見を踏まえまして、一番下のところから始まっていますが、「ボランティアに関心がある市民が継続してボランティア活動に参加できる仕組みを検討していきます」という文言を追加いたしました。

最後に、第3部の計画の推進に向けてですが、1庁内の協力体制、2当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力、3計画の推進といった三つの項立てになっておりますが、自立支援協議会において、計画の具体化に向けた調整や協議を行うこと。この施策審議会において、計画の推進について必要な事項の調査、審議を行い、進捗状況の監視を行うことで、計画

の推進を図っていくということが記載されております。なお、こちらにつきましては、第2次計画を踏襲したものとなっておりますので、またご意見があればいただきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。それでは、ただいま、事務局からこれまで委員の皆様からいただいた意見、あるいはアンケートのニーズ調査の結果をどのような形で計画素案に盛り込んだかということも含めて、ご説明がありました。それでは、先ほど、進め方でご説明しましたように、各論の3療育・教育の充実、4雇用促進と就労支援の部分について、追加で盛り込むべき文言、あるいはご意見等ございましたらいただければと思っております。熊倉委員から、前回、療育・教育の充実ということでペーパーをいただきまして、ご意見が出ていたと思っておりますので、それを説明いただけますでしょうか。

(熊倉委員)

前回、私のほうから情報提供させていただきまして、それに基づいて、今のご提案をしたいと考えております。強度行動障がい児者に関する支援についての情報提供をさせていただきました。3番目の療育・教育の充実に関しては、率直に言って、強度行動障がい児者の親たちが願っていることを申し上げますと、児童生徒の特別支援教育について、次のような事項を理解している教員に担当してほしいというものがあります。ごく具体的に重度知的障がい、自閉症等にかかる障がい特性、強度行動障がいの発現の仕組み、構造化、行動分析、視覚支援、事前提示、このようなことについて理解している教員に担当してほしいということが、親たちが願っていることの一つだと申し上げました。そして、今、療育・教育の充実の22ページのところで、(2)学校教育の充実の現状と課題というものがありますけれども、その第2段落の冒頭に次を加える。「特別支援教育の充実に教職員の専門性の向上は不可欠です」というような一行を加えていただけませんかということでございます。

それから、もう一つ、施策の方向性の第7段落なのですが、一番最初の段落ですけれども、23ページのまたとあります文言のうち、一番最後、研修会の内容の充実に努めていきますと結ばれておりますが、少し長くなりますが、「研修会について障がい児の障がい特性の把握と強度行動障がいを発現させない対応など、専門的な内容を含め、充実に努めていきます」というようなことができないでしょうかという提案でございます。

もう一つ、簡単に説明させていただきますと、特別支援教育に携わる教職員については、新潟県教育委員会の示した資料でも書いてあることなのですが、免許が必要だとされているのですが、当分の間、いらぬという法律の仕組みになっております。しかし、それは専門性がなくていいのだよということではないのだということを教育委員会の資料の中では言っております。そのことを入れるということと、具体的な研修という中には、例えば、この

ようなということで個々具体的にあげましたけれども、この辺はいかがなものか。教育委員会その他の関係者のご意見もあろうかと思えますけれども、要望したいと思えます。

(島崎会長)

ありがとうございます。これについては、文部科学省のほうでも、特別支援学校の教職員の専門性については、資格に関しても最近、方向性が出ていたりしていますので、時宜を得たものだと思いますが、事務局のほうから何かご説明ありますか。

(事務局)

いただいたご意見を持ち帰りまして、検討したいと思えます。

(島崎会長)

熊倉委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(遁所委員)

よろしくお願いします。質問が1点と意見が1点ということでお願いします。

まず、簡単のところから質問なのですが、25 ページで地域生活支援事業の地域活動支援センターについて強調して書いていただいていると解釈するのか、就労継続AやBという単語が入っていないということの確認をさせていただきたいのが1点。

それから、意見なのですけれども、教育のところ、多分、事務局のほうで、もし私の意見を通していただけるのであれば、また悩ましい話になるかと思えますが、実は明日から東京電力福島第一原子力発電所の20キロメートル圏内にある福島県の楢葉町と富岡市へ行ってこようかと思っています。いつも思うのが、新潟県中越大震災、新潟県中越沖地震等で障がいを持った人がどこに避難するかというと、必ず学校と公民館です。後の災害のほうに被ってしまうかもしれませんが、福祉避難所と言われても課題が大きいです。とりあえず一時的に避難するところは学校。ところが、学校に避難した場合、視覚障がいの方は、今まで住み慣れた地図、頭の中で描いた地図がすべて壊され、体育館の真ん中に一人置かれた場合、孤独になってしまいます。また、聴覚障がいの方についても、文字による情報が少ない。とにかく小さい文字だったり、それから音と文書と両方でという保障がなかなかなく、情報の保障が寸断された状態になります。私のような肢体不自由の場合はバリアフリーの課題が出てきます。また、発達障がいの方についても、近隣の人に迷惑だから避難所に行けないといったことを感じなくてもいい負担を感じさせるのが災害です。そういうところも含めた学校教育のあり方をぜひ福祉計画の中に入れていただきたいのです。

つまり避難所としていくべき学校に避難できない。これは毎回、災害が起きるたびに、古くて新しい課題かと思えます。ですから、ハードとしてはリフォームすればいいということになるので、この後の災害まちづくりのほうに入ってしまうますが、心のバリアフリーというもの

を育てるならば、学校教育の教育方針のシステムのあり方を福祉計画の中に盛り込んでいただいています。文書としてどのように入れ込むのか。それはまた、でもやはり盛り込んでいただきたいのです。災害が起きて学校に避難できる環境づくりを教育のほうではそれを踏まえて、教育づくりに努めますといったところもしていただければと思います。直感的で具体的なところの文書としては表現がしにくいところかもしれませんが、必ず起こる話です。ぜひお願いしたいと思います。

なぜこういうことを言うかという、私が住んでいるところで、もし災害が起きた場合、例えば、津波が来た場合、わざわざ高台にあるうちにいるよりも、低いところに避難しなければいけない。特に相談業務でも、西大通りにある施設に住んでいる人が避難するときは、海拔ゼロメートルに近い青山小学校へ避難しよう。なぜ津波が来たら、三越の屋上くらいの高台からわざわざ海拔ゼロメートルのところへ避難しなければいけないのか。その現状というのは矛盾を感じている次第なので、具体的なところで避難所が学校であるならば、別の課題として、津波が来ない地震のところでは、学校を避難所としているということになります。これは切実な対岸の火事ではなくて、私自身も感じているところです。お願いします。

(島崎会長)

ありがとうございます。25ページの就労に関するところの地域活動支援センターの書きぶりのところですね。具体的な就労の場についての記載をもう少し踏み込んで、具体的に記載してはどうかということと、今の震災と避難の環境。学校のシステムというところについては繰り返しますが、ご意見としていただいたところです。何かこれについてのことでしょうか。お願いいたします。

(事務局)

まず地域活動支援センターについては、特段意図があったわけではございません。今、大分注目されているところではありますが、前回の文章からそのまま持ってきたということでございまして、確かに前回の計画からしますと、現在就労移行支援A型、B型というものが中心になってきつつありますので、ここの部分については、それらも加えた形で修正させていただきたいと思います。

それから、避難所の部分につきましては、これも意見ということなのですが、学校教育の部分は、また少し別としまして、現状としては、まずは避難所に避難していただきながら、特別な配慮が必要な方、例えば、今、お話のあった視覚障がいであると、大勢が寝泊まりする体育館で、なかなか通路がどこにあるかということが分からないような状況があったりすると思いますし、周りの人に迷惑をかけるような発達障がいの方もいらっしゃるの、まずは学校に避難した中で、別スペースが取れるかどうかということを検討することになっております。その

上で、それがだめならば、福祉避難所という形に持っていくという流れが一つ。それから、災害の逃げる場所につきましては、今、災害種別でそれぞれの避難訓練をしながら、学校がいいのか、高台がいいのかということは、それぞれのケースバイケースでやっていこうという動きになっていると思いますので、補足させていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございます。それぞれの障がい特性に応じてということでの説明もありましたけれども、遁所委員から鳥瞰的なご意見ということでもいただきましたので、全体を見て、それぞれの後のほうの防災等のところで福祉避難所の書きぶりもありますので、そういうところで少し書き加えられれば、今のご意見を反映させてと思いました。

(遁所委員)

すみません、決して発達障がいの方が他人に迷惑をかけるということではなくて、そのところは他人に迷惑をかけるとお母さんが思ってしまうということなので、本人は困っているということですのでよろしくお願いします。

(事務局)

すみませんでした。私の言葉足らずで申し訳ございません。

(島崎会長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。療育・教育の充実、雇用促進と就労の部分について、いくつかご意見いただいておりますが、時間も限られている中で、次へ進んでいかなければいけない状況ですけれども、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(丸山委員)

雇用促進と就労のところでぜひお願いしたいのは、今、民間の企業でも法定雇用率2パーセントというハードルが上げられたという中で、ここに来て、私ども、発達障がい者の就労移行をやっていますので、各企業が障がい者雇用に対して非常に積極的になり始めたということは、日々感じております。ただ、精神的に感じているのですが、なかなか具体的な一歩が出せない。これが現実だと思います。昨日もある企業へ、大瀧委員のところのハローワークのお力を借りながら、今、一緒になっていろいろなことをやらせていただいておりますが、初めて障がい者雇用をやるところへ、私どものところから2名の雇用をお願いすると。そこでも出てくるのですが、やはり社員に対しても、私が事前に行って、障がい特性なり何なりを全社員の前で話してくれと。全員の了解をもらって、みんなが理解してくれないとなかなか腹が決まらないとおっしゃっていました。それはそのとおりだと思います。そういう意味で、企業がせっかくアンテナをこちらに向けてきたのですが、なかなかもう一つ背中を押し切れていないという中で、ぜひ積極的に障がい者を雇用させるというわれわれの動きと受け手の受け皿をどう具体的に拡

大するかということがリンクしないと、これは絵にかいた餅になると。企業側の障がい者雇用に対する啓蒙ということは避けて通れないと思います。

したがって企業の採用担当者なり、経営者の方に対して、そういう啓蒙の場を積極的に作るということを行政として企画していただけると大変ありがたい。今、現実、私がいろいろということで、各企業の方々に講演に回っているのは、ほとんど県外なのです。東京だったり、神奈川であったり、新潟県外で依頼されるケースが多い。そういう場合に各企業からたくさんの方が来られまして、障がい者雇用にあたって、一体どういうことに着目し、どういう受け入れ体制が必要なのかということを各企業ごとに今、学習されているということが実態でございますので、そういったこともぜひお考えいただければ、新潟県での障がい者雇用率向上という意味では、役立つだろうと思います。ましてや新潟県の障がい者雇用率はワースト2ですから、それを少しでも上げるということは、新潟県にとっても重要なことだと思います。もちろん新潟市にとっても重要なことだと思いますので、ぜひそんなことをご検討いただければということをお願いしたいと思います。

(宇治委員)

時間がない中で申し訳ないのですけれども、一つだけ。雇用促進と就労支援のところなのですけれども、今、こあサポートができてから、いろいろ就労支援に向けて進んできているとは思いますが、やはり一番は就職をしてから定着をずっとし続けるということが大事なことで、就職すればいいというわけではなくて、それをいかに続けて継続的に働けるかというところが大事なので、定着支援のところをもう少し大事に、施策の方向性のところに加えられるといいかとは思っています。

(島崎会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。それでは、大変恐縮なのですが、それぞれ委員の皆様、ご意見をお持ちと思いますが、次に進めさせていただきたいと思っております。各論の5 生活環境の整備、6 障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護の推進ということについて、先ほど、事務局から一括してご説明いただきましたけれども、資料5の26ページからになります。生活環境の整備、障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護の推進、これが30ページになっております。各論の最後の括りになりますけれども、ご意見等ございませんか。

(柏委員)

全体を見て感じるのですが、精神障がいの人の場合、障がいはずっと固定している、病状が固定していないで、例えば、統合失調症であれば、急性期があり、急速期があり、回復期があるということで、それも発病の年齢に当たって非常にばらばらな状態です。就労できる人もいれば、趣味的な習い事をする人もいれば、うちに引きこもっている方もいれば、

非常にいろいろな方がいるのですが、私が行っているケアファミリーというところの家族の相談会と、温もりの会というところに所属していますけれども、最近、家族の方の集結が悪いのです。というのは、温もりの会でいえば、会員の半分くらいは当事者です。年齢的には40代くらいで、就労もできなくて、今、やっと安定期に入って、何をしたらいいかと、家族は高齢になっていて、どういう生き方をしているかということが一つの問題になっています。それから、もう少し若い家族、40代、50代、60代前半でしょうか。その方たちは、ほとんど家族会に入っていないと。ですから、今、20年くらい前に家族会の立ち上げなどといった、そのころ活動していた60代、70代になった家族がなかなか引退できないというか、そういう状況もあったりしますので、生活の支援においては、幅広い支援があって、ここに書いてあるような具体的なことは一部になってしまうのです。私もその辺はまだまとめてお話しできなくて、非常に残念なのですが、そういうところで、もう少し専門家の方というのでしょうか。温もりの会が、例えば、立ち上げたころは、大学の先生、ケースワーカーの方や専門にかかわっている人たちも入ってくださっていたのですが、今はほとんどおりません。講師としてお願いすることはできますけれども、それから行政の方もいろいろかかわってくださったのですが、行動障がいの方と同じように、もう少しそういうところで積極的に専門家がかわったり、病気の状態に応じての今、いろいろなこと、例えば、当事者研究などはテレビでやっていますけれども、本人が自分のことを考えて、どのように生きるかという方向の動きもありますので、そういったことを私は具体的に提案できなくて申し訳ないのですが、今後、幅広く入れて協議していただくとありがたいと思っております。具体的でなくて申し訳ありません。

(島崎会長)

ありがとうございます。

関連するところは権利擁護の推進の部分や、その前の相談のところなど全体の中で、今の柏委員のご意見を参考にして計画の中に入れていけるような工夫をしていければと思ってお聞きいたしました。素案につきましては、今日、ご意見をいただいて、第3部までとということで、あとは福祉計画のほうを議論することになっておりますので、この障がい者計画の素案についても、今後、ご意見をいただけるチャンスがありますのでいただくということで、まず、第3部のところまで進めさせていただいて、障がい者計画のことについては区切りとさせていただければと思います。第3部の計画の推進に向けてということは、先ほどのご説明の中で現計画と同様の取組みという形で継続していきたいということでありましたが、第3部の計画の推進に向けてということで、特に追加で盛り込むべきことやご意見などがありましたらお出しいただければと思います。

(柳委員)

33 ページの福祉教育の推進についてなのですが、学校などにうかがうことがあるのですが、いろいろな体験をされているかと思うのですが、今度、手話言語法が国のほうで承認されていくと思うのですが、その中で、手話の教育というものをこちらにも入れていただきたいと思っています。小学校に行く機会があるのですが、なかなか幅が狭いので、もっと幅広く手話を学ぶ機会を増やして欲しいと思っています。手話の経験というか、障がい者経験といったことよりも、手話の技術をもっと高めていくような方向で教育が進んでいくと理想的だと考えております。よろしくをお願いします。

(島崎会長)

ありがとうございます。

柳委員からは、33 ページの福祉教育の推進、それと絡めて施策の方向でも手話、点字、要約筆記等のところがありましたけれども、そのところをもう少し、直接言語として学ぶ機会も進めていきたいという書きぶりを加えてはどうかというご提案だったと思います。この部分も、福祉教育の推進やボランティア活動の支援・推進のところでも取り組む方向性として書いていければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

資料5の第3次新潟市障がい者計画素案につきまして、第1部から第3部までのところをひとつお説明いただき、盛り込むべき文言について、あるいはご意見等についてお伺いしたところがございますが、この素案として、今いただいたご意見を反映させる形で、検討するべきところもありますけれども反映していく形で素案として作り、最初にご説明がありましたように、議会への報告やパブリックコメントをいただく形で、成案に向けてのスケジュールをとっていきたいということで進めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

パブリックコメントを終えるまでの間、議会に報告する資料が委員の皆様のところに、この障がい者計画についても配付されるということでございますので、細かい文言や入れるべき所等のご提案をいただいて、パブリックコメントでいただいた意見と合わせて、ご意見を反映させた形での計画づくりに向けていきたいということでよろしいでしょうか。それで確認をとらせていただければと思います。もし、ご異存がないようでしたら、次の福祉計画の素案の協議に入っていきたいと思っています。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

(2) 第4期新潟市障がい福祉計画 素案について

(島崎会長)

第4期新潟市障がい福祉計画の素案については、先日の審議会と今日の審議会の2回で審議いただくということで、本来、もう少し時間をかけて一つ一つ見ていかなければいけない、議論していかなければいけないということなのですけれども、そういった状況の中で積極的にお気づきのところでご意見をいただければと思います。こちら最初、今日配付の資料ですが、事務局から資料7について一括でご説明いただきまして、その後、目次にある1計画策定の趣旨から5新潟市における障がい者を取り巻く現状などを一つの括りにして、6平成29年度の成果目標から8計画の達成状況の点検及び評価を一括りとして皆様からご意見いただくということで進めていきたいと考えております。まず、事務局から一括してご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

障がい福祉課管理係の石川と申します。よろしくお願いいたします。資料7の第4期障がい福祉計画素案についてご説明いたします。計画の素案全体を通してのことなのですが、国の基本指針により、前期の計画から言葉の変更や内容の変更があったもの、新しく盛り込んだものについて網掛けにて表示してあります。また、資料5が表中ありませんが、前回、A4サイズでお配りした活動指標のサービス見込み量の算定資料が小さかったこともありまして、今回、A3サイズにしまして、4期計画の3年間に絞ってありますが、大きな紙を用意しました。前回いただいたご意見をもとに、数字を変えた部分が、4ページ目になりますけれども、網掛けしてあるということを最初に報告しておきます。

計画の素案のページをめくっていただきまして、裏に目次があります。最初にこちらの訂正をお願いしたいのですが、7の「平成29年度の数値目標」と書いてありますが、「数値」は「成果」の誤りです。申し訳ありません。本体のほうはすべて直っています。目次にありますが、こちらが素案の構成となっております。1番の「計画策定の趣旨」があり、2番「計画の位置づけ」があります。3番、4番、5番につきましては、本計画作成にあたり配慮すべきことや、サービス確保の基本的な考え方、国の指針に従って作っているということについての内容が記載されております。6番のほうは、現状の新潟市での状況について。7番以降が、今回新しく策定する成果目標や活動指標についてまとめてあるという構成となっております。

1ページの計画策定の趣旨についてなのですが、下段に図が書いてあります。4期についてふれた部分があります。今回は平成27年度から平成29年度までの3年間について、平成29年度を目標とし、地域の実情及び今までの計画の実績等を踏まえてサービスの見込み量や成果目標を設定するということになると思います。前期までの取組みをさらに推進するものという計画となっております。

続きまして2ページです。計画の位置づけについては、ご覧いただきたいと思っております。3

のほうですが、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項とありますが、実は、3期のときでは「計画の基本的意見及び基本的に考え方」と表記されていた部分です。(1) 計画作成に関する配慮すべき事項とありますが、こちらは前の計画でいう基本的理念にあたるどころです。前期の計画と構成や内容がほぼ同じになっております。違うところは最初の、障がいのある人の自己決定を尊重のところが「自己選択の尊重」であったのですが、「意思決定の支援」と変わっております。地域生活移行の、「地域生活の継続の支援」という部分が新たに項目として入れられております。

4ページをご覧ください。障害福祉サービスの提供体制の確保については、次の点について配慮して目標を設定し、計画の整備を行うというものになっております。前期と違うのは、訪問サービスの確保、日中活動サービスの確保となっておりますが、こちらを「保障」と変えております。3番目には、今回成果目標で新たに設けられる地域生活拠点支援等の整備を推進しなさいというような部分について触れておりまして、下の文章の後半のほうに、地域生活拠点について触れている部分を入れております。

続きまして5ページをご覧ください。先ほどは障害福祉サービスの提供体制の確保でしたが、こちらは相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方を記載しております。こちらの「相談支援の提供体制の確保のためには」ということで、文章の真ん中、上から7行目に、「基幹相談支援センターを有効に活用します」というところと、さらに4行下がりにして、「地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図ります」というものと、一番最後の行の「自立支援協議会の機能の充実を図ります」といった三つの項目を、大切であるということであげました。

続きまして6ページをご覧ください。今回の計画から障がい児について定めるということで、提供体制の確保に関する考え方についても載せてあります。中身は、この計画に障がいのあるお子さんの通所や入所の支援について定め取り組むようにしていくということを踏まえまして、新たに数値関係を設けているということで、考え方としてここに記載されております。同じページの5番になりますが、この4期の計画は平成27年度から平成29年度までの3年となっております。次の6になりますが、新潟市における障がいのある人を取り巻く状況についてということで、こちらは手帳等の状況については、第3次新潟市障がい者計画を参照していただくようなことで作っております。

続きまして7ページをご覧ください。こちらは、今少しお話ししました新潟市の状況ということで、平成24年度、平成25年度、平成26年度は見込みなのですが、3年間の実績というか状況についてまとめてあります。9ページまでです。

10ページ目からは、現在の新潟市内におけるサービスの基盤整備状況となっております。平成26年4月1日現在、サービスについてどのような状況になっているかということで記載され

ております。②の日中活動系サービスの下に※があるのですが、生活介護については区別ごとに集計をしている最中で、出しだい、ここに追加したいと考えております。現在の基盤状況については12ページまで続きます。

13ページからですが、第4期における成果目標ということで、新たな数値関係が13ページ以降に入っております。福祉施設の入所者の地域生活への移行についてというところですが、前回の審議会で施設入所待機者ということで、13ページの真ん中に数値目標がありまして、○の2番目ですが、前回お話しして、8月現在で165人の待機者がいたのですけれども、直近の11月現在で148人という数字が出てまいりましたので、さらに直近の数字をとりたいと考えまして、148人と直させていただきます。また、こちらの成果目標の中に、次の14ページ以降に、就労関係、一般就労について触れてありますが、前回の審議会の中で、丸山委員より、就労移行率の分母は定員で分子はその年度に就職した人かどうかということでご質問いただいたところですが、前回、国からもQ&Aの質問があったということで、そちらの回答を確認しました。分母については、事業所ごとのある年度の4月1日に支給決定されている人の数であると。分子は、その年度内に就労移行した人の数とのことなので、6か月以上の定着者に限るということではないということになっています。

16ページは、前回の審議会でお話しさせていただいた部分も成果目標について、それを達成するにはということで、その対応について載せてあります。前期の計画のときも載っていたのですけれども、それから3年経って新しいところでは、網掛けしている中で基幹相談支援センターのほうの記載を入れてありますし、就労に関して、③福祉施設から一般就労などの就労移行に関する対応の中では、最初の○に、障がい者就業支援センターにおいてということで、こあサポート等に関しての状況について記載させていただいております。

17ページからは、以前のサービス見込み量ということで、活動指標といわれるものについて、29ページまで各サービスごとに、一つ一つ表記してあります。30ページから33ページまでは活動指標について一覧表にしております。それぞれの活動指標についてなのですが、先ほどのアンケートの結果でも、改善・拡充の要望がある相談支援体制や雇用促進、就労支援等についてなのですが、相談支援体制については活動指標の項目のほうに、実施の有無という単位ではあるのですが、基幹相談支援センターについて設定するというので今回あげさせていただきますし、就労支援の促進には、そもそも成果目標という大きな中で、一般就労という項目があげられておりまして、そこに目標として設定させていただいている状況です。また前回、ご質問もありました部分で、20ページの下段なのですが、前回、グループホームの設定については、施設入所待機者165人の解消に向けて、年間55人という数値を設定させていただいたのですけれども、先ほどお話ししました施設入所待機者は11月現在で148人とい

う数値を使うと、年間 50 人での設定として数値を直してあります。3 年間で 50 人を設定しております。また、前回の審議会でご意見をいただいていた重度訪問介護や計画相談の数値についても、重度訪問介護は一覧表では 30 ページ、計画相談は 31 ページに数値を載っているのですが、こちらを変更しております。変更した内容については担当係からご説明させていただければと思っています。

(事務局)

介護給付係の梅田と申します。よろしくお願いたします。前回の資料から今般の資料において修正させていただいたところのご説明をいたします。30 ページの種別の上から四つ目、重度訪問介護でございますが、人数を変更させていただいております。従前の人数は過去の重度訪問介護の伸び率を見て記載させていただいたところでございますが、今般、私も内部で検討させていただいて、従来の重度訪問介護の伸びに加えて、上から 2 番目の行動援護というサービスがあるのですが、その伸び人数も加えて重度訪問介護の数字を出させていただいたところでございます。もう 1 点は、31 ページの計画相談支援のところでございますが、計画相談支援の人数でございますけれども、前回の資料では、毎月、事業所がサービスを実施しますと請求があがってくるわけですが、その請求件数から見た伸び率ということで数字を押さえていたところでございますが、今般、この計画相談支援に関しましては、平成 26 年度で体制整備が完了するというので、平成 27 年度以降は支給決定者を基に、支給決定者の伸びということで数字を押さえさせていただいております。考え方としましては、前回お話を申し上げたとおり、施設入所者については年 1 回、その他に関しては年 2 回ということで数字の積算をさせていただいております。以上、補足でございますが、説明させていただきました。

(事務局)

今の話の内容は、A 3 の大きな紙のほうに、計算等の考え方ということで、重度訪問介護のほうは 2 ページ目の網掛けのところに、今、担当者から話をした内容がここに記載されております。ご確認いただければと思います。

足早だったのですけれども、素案について説明させていただきました。先ほどありましたが、最初の数値の部分についてご審議をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。

素案は今回初めてということでもありますけれども、第 1 回目の審議会のときに、現計画につきましては配付させていただいておまして、第 3 期新潟市障がい福祉計画の構成等の記載内容についてはご覧いただいていたと思いますけれども、次期第 4 期の計画について、今回、初めて見て、一応確認をいただき、さらに今日も含めて今後もご意見をいただきながら計画を完

成させていくということなのですから、今日が一区切りということで見て、ご確認いただき、ご意見をいただきながら、この案についてご了承いただくということでお願いできればと思います。第1の計画策定の趣旨から第5の新潟市における障がい者を取り巻く現状の部分まで、こういうところをもう少し書いたほうがいいのではないかなど、お気づきのところがありましたらご意見をいただければと思います。今日は自立支援協議会の山賀会長からもご出席いただいておりますので、ぜひ、日ごろ取り組んでいらっしゃるところでの状況も踏まえて、ご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

(丸山委員)

石川さん、前回のご回答をいただきましてありがとうございます。内容は国のほうがそのように決めたということなのでそういうことなのでしょうけれども、聞いていて少しおかしいなと思います。4月1日時点の人数を分母にもってきて、年間の総数を割ればとんでもない数字が出てくるはずだと思います。例えば定員でやれば、それほど大きな差が出るはずがありません。定員20名のところが18名しかいなければ、定員を満たしていないところの責任ですから、定員数で就職者数を割れば、それは移行率として矛盾はありません。例えば3月までにどんと就職者が出て、4月1日時点の給付対象者を分母にするということですから、そうだとすると、そのところの分母が小さくなれば数字はいくらでも上がって行ってしまいます。現実、私どもでいうと、今年度の見込みと、今現在、14名の就職が決まっています、3月までにあと二人は最低いくと16名くらいは就職します。そうすると20名定員の16名ですから80パーセントくらいの就職移行ということで計算するつもりでいたのですが、今のでいくと、多分、スタートした4月は、就職者が3月に出てから15くらいだと思うのです。16になりますと百何十パーセントという数値が実は出てくるのです。そういう数字を掲げながら、3割以上の移行率を5割にもっていくという大々的な目標を掲げるというのは本当にいいのでしょうかというのが私の単純な疑問です。国がそうやるというのなら、当面それでやるのでしょうかけれども、そういった矛盾があるということをご理解いただければと思います。

(島崎会長)

今の丸山委員のご意見について、事務局でご説明はありますか。

(事務局)

丸山委員がおっしゃることは全くそのとおりで、100パーセントを超える数値が出てくるのですけれども、全国統一の数字として比較、目標数値の設定ということでの、この計画だけの数値ということで取り扱っていきたいと思います。ありがとうございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

時間の関係もございますので、第4期新潟市障がい福祉計画素案の取り巻く状況のところまで特にご意見等はございませんでしょうか。全体でお気づきのところは一括でご説明いただきましたので、ここまできましたら一括で、お気づきのところをお出しいただいたほうがいいのではないかと思います。先回の審議会で発言された方等についてはご意見を反映したということとございましたが、その辺もご確認いただきながら、全体で委員の皆様から追加で盛り込むべき文言や数字といったところについてのご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(遁所委員)

勉強不足のところを質問させていただきたいのですが、A3の資料6ページの地域活動支援センターの基礎的事業と機能強化事業の数字の違いといいますか、実施分についての違いを教えてくださいたいのと、基幹相談支援センターについてなのですが、今回は毎年4か所という数字でいかれるのだと思うのですけれども、基幹相談支援センターの中で、例えば東区と西区に2か所が統合したほうが効率がいいといった課題、それに向けての数の変更などがあるような気がします。それは一応含んでおいていいのでしょうか。

(事務局)

地域活動支援センターのほうですが、基礎的事業のほかに機能強化事業ということで、Ⅲ型なのですが、地域のサポートの事業というところの違いが出るということです。

(事務局)

基幹相談につきましては、来年度から基幹相談支援センターとしてスタートするというところで、計画上は4か所ということにさせていただいていますが、いろいろと課題も出てくることと思いますので、計画は計画として、内容を充実し、箇所数等についてはご意見があればご相談しながら進めていきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

福祉計画は3か年の計画ですけれども、今、課長からお話がありましたように、ここは需要と供給のところですので、具体的なニーズの変化や施策の見直し等を含めた形で見直していくということが可能な部分だと思います。この基幹相談支援センターについて今後どうしていくか、課題が見えてきた時点でどうしていくかという方向性も出てくるというお話だったと思います。

山賀会長、何かありましたらお願いします。

(山賀オブザーバー)

自立支援協議会の山賀です。5ページをご覧くださいと、自立支援協議会の期待といいます

と、これからの機能の充実をということなのですが、自立支援協議会があるというのは多くの皆様はご存じなのですが、どのようなことをしているのかということがなかなか広く知られていないところがあるのではないかとということも認識しております。各区でも自立支援協議会がありますが、全体会の中でもさまざまな情報の共有化をしているのですが、限られた時間の中で、新たな課題提起といったところまでもっていくうえではまだまだ課題が多いのではないかと考えておりますので、そういうことも含めると、自立支援協議会の機能、役割、成果といったものをもっと多くの皆さんに知っていただくように、こちらからも意識的に常用発信をしていかなければいけないのではないかと思います。先ほど言いましたように、課題抽出、地域の福祉課題をどのように抽出していくのかということについていうと、各区にある自立支援協議会から積極的に情報提供していただいて、みんなでどのような問題について取り組むべきかを評価していただくことが大事ではないかと考えております。自立支援協議会の機能としては道半ばと申しますか発展途上のところもございますので、私も含めて市と関係団体の皆さんからも、自立支援協議会にこういうものはどうなのかといった声を寄せていただけるほうがありがたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

今、山賀会長から非常に大事なところでご意見をいただいたと思いますが、現計画のところでは、自立支援協議会の新潟市の全体会や各区の状況、どのような形で開催されているのかといったことがこれに載っていますので、5ページのところに、今お話しいただいた機能、役割、成果、情報の発信、課題抽出など評価のあたりを、大変お忙しいところ恐縮ですが、山賀会長から、どのような形で表記したほうがいいのかということも、石川さんからご助言いただきながら、このような形で入れ込むようなこともご相談させていただいてよろしいですか。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。全体についてです。先ほど1から6と申し上げましたけれども、具体的な計画としては、平成29年度の成果目標のところから見ていただいて、A3の資料を見やすく大きくしていただきましたけれども、そこを見ていただいて、第4期の成果目標とサービス見込み量のところでお気づきのところでご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

障がい児支援のところ、児童発達支援センター福祉型、医療型等の記載がありますけれども、児童発達支援センター福祉型というのはひしのみ園のことでしょうか。児童発達支援センター医療型というのは、はまぐみ小児療育センターのことですね。これは新潟市ではなくて新潟県のほうの療育機関ですけれども、たしか第1回で丸山委員から、児童発達支援センターを

設置する計画がとおりとお聞きしましたが、この辺の数字のプラスはしなくてもいいのかどうか、丸山委員からお聞きしながら確認したいと思います。

(丸山委員)

これが始まる前に島崎会長からお話があったのですが、今言ったように、はまぐみ、ひしのみはカウントされていて、私どもが今、国の国庫、新潟市のご支援をいただいている児童発達支援の事業所、「ディベロップ」という名前をつけてありますが、すでに開始することで、国の認可もとって進めております。今月20日に建築物が完成する予定で、1月から3月を準備期間。すでに職員の採用にも入っております。4月1日オープン予定です。この辺もぜひカウントしていただきたいと思います。規模は、当面は2歳から6歳児の未就学児童を1日5名、学校へ通われている、発達障がいの方に限りますが5名、合計10名くらいの定員からスタートしようと考えています。ぜひ数の中に入れていただければありがたいです。

(事務局)

これが国の指定する児童発達支援と児童発達支援センターと両方書きなさいという指示なのですけれども、いわゆる児童発達支援は事業をやって、これが人数等で、こちらのほうに、今、丸山委員からご指摘があった人数が入ってございまして、今後も増やしていくということで考えております。センターとしましては、そこにプラスアルファでいろいろな機能が加わるわけなのですが、それは箇所数で示しなさいということで、児童発達支援センター福祉型については、ひしのみ園と幼児ことばとこころの相談センターを統合整理もので一つになりますが、各事業所における児童発達支援というものについてはどんどん拡大していきたいということで考えております。医療型についてはなかなか手を挙げるところがなく、センターかつ事業をやっているのははまぐみのみということで、3か年で同じ数字になっているということでございます。

(丸山委員)

一番上に入っているということですね。

(島崎会長)

分かりました。そうすると、新規分も入った形ということですね。

それぞれの委員の皆様のお立場でお気づきのところをぜひご意見いただければと思います。福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、削減見込みについての目標値の設定はしないで、3か年で待機者の解消を目指しますということですが、削減見込みについての目標値の設定はしないということで大丈夫ですか。これは政令市新潟として特に問題ないということでしょうか。3か年で待機者の解消を目指すということで、あえて目標値を設定せずと書いてありますけれども、この辺のご説明は特によろしいですか。

ほかにお気づきのところはございませんでしょうか。

(熊倉委員)

サービス基盤の整備の具体的な数字関係はこちらに出ているのだろうと考えるわけですが、地域別と申しますか、区ごとのそれぞれの福祉資源の数のバランスなどについての総括した資料を共有するという事は、こういう場所では必要なのではないかと考えるわけですが、その辺についてのお考えをお伺いしたいということが一つ。サービス基盤の整備については、自立支援協議会のことが先ほどありまして、情報を共有して進むということは全くそのとおりだと思うのですが、問題は、実際に事業者の参入をどのように誘導していくかという具体的な具体策があまり見えてこないの、それは私どもの共有の課題として、あるいは自立支援協議会なのか、もちろん施策審議会も関係があるわけですが、動き出す仕掛けをつくっていかないとなかなか難しいのかなという気がするわけです。とりあえずどういった文言にするとかといったことは関係なく、その辺についての見解があれば教えていただきたいと思っております。

(事務局)

まず、区別の基盤整備の考え方なのですが、今回、10 ページ以降に、今現在の区別の各種サービスの状況を記載させていただいております。サービスの種類にもよるのですが、精神障がいの方などですと、自分の区ではないところに行きたいという状況もありますので、必ずしもきちんと区ごとに人口等に応じて配置する必要があるかという、そうではないケースもあるのですが、ある程度区というものも考慮しながら進めていかなければならないという認識は持っておりますが、実際のところは、その部分については今のところ何も手を打っていないというところがございます。

今後、不足しているものへの誘導策というものについては、自立支援協議会などから問題意識等を提案いただいて、これまでも短期入所の不足につきましては、これは自立支援協議会からではないかもしれませんが、基準該当を増やしていくような取組みや、自立支援協議会からいただいた中では、夜間型の一時的に預かるサービスの拡大。グループホームについては今年度から市の単独の上乗せ補助を行って、世話人さんの確保をしていくなどの取組みはしておりますので、その場その場にはなっているかもしれませんが、その都度、課題について自立支援協議会または施策審議会での結果だと思っております。我々はいろいろな団体の方からご要望、意見をお聞きする機会が多々ありますので、そういった中から進めていければと考えています。そういう意味では、今のところ、この計画の中では具体的なものについて記載していない状況でございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

今、課長からご説明いただきましたが、全くそのとおりのご説明だと思いながらお聞きしていましたが、これまで基本計画あるいは福祉計画の進捗状況を見ていく中で、グループホームができないとか、事業所が手を挙げるのを待っているのだけれども、なかなか挙がらないということで、それでグループホームの世話人さんに上乘せすると少しはやってみようかという事業所が出てくるのではないかということで、予算化したりということでご説明があったと思います。今、熊倉委員がおっしゃったような、そこら辺を市と事業所が一体となってやる方向で取り組みましょうということは、基本計画や福祉計画の中に、一体的に連携しあってやっていこうという文言がきちんと記載されていることは、今、実際にそういう形で取り組んできていることがいくつもあるわけですので、経験値から、事業所と行政が、その辺の情報を共有しながら、ニーズを共有しながら、事業所が取り組みやすい環境を作っていくとかということなどは記載してもいいのではないかと、今の熊倉委員と課長のご説明をお聞きしながら少し思いました。

山賀会長、ご意見がございましたらお願いいたします。

(山賀オブザーバー)

数値目標とか目指すものと現実とのギャップというものが、おそらく自立支援協議会の中で、ギャップについてのさまざまな声が上がってくるだろうと思うのです。こうしたいというニーズはあるけれど、現実なかなかできていない、あるいはしてもらえないというのが、自立支援協議会の中で各区から声として上がってくる。そこで自立支援協議会がどういう方法をもって、それを少しでも解決できるように提言していくかということが、先ほどの機能のなかにも入ってくるのだろうと思っています。ですから、行政とそれぞれの地域のニーズをできるだけ近づけていく役割も、自立支援協議会は持っているのだろうということが私の感じているところです。

ただ、先ほど申し上げましたように、全体会とかこういう大きな会の中で、議論を深めていけるだけの時間とか体制が残念ながらできないものですから、そのところは運営事務局会議とかそういうところで案を掘り下げていき、全体会の中で提案してフィードバックしていくというプロセスをとっているということで、ご理解いただければと思います。

(熊倉委員)

ありがとうございました。

例えば 11 ページの表でいきますと、グループホームの定員が 328 とあります。グループホームの箇所は 56 とございます。西区のところは 19 あるわけですね。つまり 4 分の 1 ほど。そして 328 の 4 割ほどの定員が実は西区、ほぼグループホームの人数なのです。こういういびつな状態になっているということでございます。

グループホームを希望されている方とすれば、相談支援事業者のところに行ったときに相談支援事業者はどのように対応されているのかというのが心配になるくらいなのですが、結局グループホームの作り方としたら、物件があり、支援体制が整い、入居の希望者がいるという、この条件を整えるために先行しておやりになっている法人のやり方だとか、それからグループホームのための体験施設の必要性のうんぬんだとかという検討が、例えば自立支援協議会なりで行われるべきなのか、こういうところなのかというのが、いまひとつ分からないということと、一般的に資源が足りなかったときには、例えば事業者に向けた公募だとか説明会みたいな誘導というのは有効なのか、分かりませんが、どうすればいいのか分からない。手がかりを逆に教えていただきたいというのが希望される方からの声なのです。

私もどこに行ってもいいか分からなくて、時間を使ってこのような発言をさせてもらいました。今ここで早急にという意味ではないのですが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、熊倉委員からの追加の発言と、山賀会長からのお話を含めた形で、基本計画なり福祉計画のところでも少し入れられたらという部分はありますし、また、取り組んでいく方向性として大事なところですから、この施策審議会でも確認事項として残しておければいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。区別の数字というかバランスにつきましては、正直なところ今計画に乗っているサービス量を確保することで手一杯といいますか、まずはその数値を達成することに力を注いできたという部分もありまして、この区はたくさんあるので少し待ってくれとか、特にこの区で作ってくれということではなく、まずはサービスの確保ということだったということで、今後、これからの3年間で区別のバランスというところまで踏み込めるかどうかというのは、後で検討していきたいと思ひます。

(島崎会長)

待機者の解消という部分と、グループホーム、福祉ホーム等の設置についてはリンクしていく部分もありますので、その辺実際の施策の中で取り組んでいくということでもできるかと思ひますので、進めていければと思ひます。

(遁所委員)

A3のところの5ページの成年後見制度利用支援事業のところ、総合支援法になる部分に、成年後見制度利用支援制度というような、自立支援センター事業に続く事業ということで新潟市も取組みをされるというところで数字が上がっていると思ひます。

このほど、障がいを持つ当事者のお父さん、お母さんが高齢化になり、今まで親族後見だっ

たところで後見人が後見できなくなるという状況にも変わりつつある。それからいまだに施設入所、それから福祉サービスの利用について、後見人でない親族の方が無権代理という形で、代理人ということで署名している実態もあるというところで、その解消については社会福祉会のぱーとなーとか司法書士、弁護士等の皆さんが法定後見人として活躍していただいている次第です。

成年後見制度利用支援事業についても、そのようなことでこの数字ということではこれです承する話ですが、ちょうど山賀会長もいらっしゃっているところから、以前、自立支援協議会で、私も部会長をさせていただいた権利擁護部会が課題を残して終了したのですけれども、その後、成年後見制度の利用支援のところ、市長申立の要綱については、行政主導でということと、それから権利擁護センターの設置については、またワーキングチームを作ったということで据え置きになって、いまだに進んでいないという実態も、部会長であった私にも多少課題としては心苦しいところがあるのですが。

そこで、そういう前置きを踏まえて、行政の皆さんこの見込み量の中の一つとして自立支援協議会、またワーキンググループの設置などの案を提案する意向はありますでしょうか。審議会の議題から逸れるかもしれませんが、質問させていただきます。

(島崎会長)

ありがとうございます。これは事務局の方でしょうか。山賀会長も、関連ということで何かありましたら、ご発言をいただければと思います。検討事項という形になるのでしょうか。どうでしょうか。

(事務局)

前回の第2次障がい者計画の中でもその部分の記載はあります。今、遁所委員がおっしゃったような利用支援事業の市長申立に関する部分ですとか、そこは必要があれば見直しをしていくというところで、実際見直しをしているところもあります。一方で、権利擁護センターですか、そこでの問題提起については、新潟市の差別条例、こちらの動きも進んできている中で、多少取組というか方向的にだぶるといふか、関連する部分もあるのだろうというところで、条例づくりの作業を優先させていただいている状況があります。ですから、条例づくりの動きをまずは優先させて、権利擁護センターの部分は改めて考えるというような状況で、市の方では考えています。

一方で、社会福祉協議会で成年後見センターが設置されておりますので、そこでもスタートして、それを評価といふか実績を検証していくという段階と聞いておりますので、その中で、成年後見センターにおける障がい者の権利擁護という部分でも、考えられているところがあると聞いておりますので、その辺の動きを見つつ、自立支援協議会の部会提言を全く消してしま

うということを決してないと思っておりますので、その辺の動きを見ながら、段階的に取り組んでいくということになるかと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。条例づくりに向けて、今鋭意取り組んでいらっしゃる部分ですから、その部分と合わせながら、例えば次年度は少しおしていこうとかいう、見直しといいますか変えていくということも含めてのご説明だったと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。審議会も年内は今日が最後という形になっておりますので、まだご発言いただいていない皆様からも、関連のところでご意見をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

(山賀オブザーバー)

1点だけ補足をさせていただきます。遁所委員がおっしゃったように、いろいろ専門部会、ワーキンググループをやってきて、こういう課題があるよ、あるいはこういう事業が必要だという提言をいただきながら、ワーキンググループが一旦活動を閉じていたり、活動を終わっているというケースがあるので、権利擁護部会だけではなく。これは自立支援協議会にとっても、そういう認識はしているということをまずご理解をいただいて、いつどのタイミングでそれをまた生かすのかということについては、障がい福祉課と運営事務局会議という中心の会議を活用しながら、意見交換をしているということで、やったことが棚上げになっているということは、達成、未達成というと、達成されていないかもしれないですけども、課題は共有して認識をしているということをぜひご理解いただければと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。圓山事務局長も本日オブザーバーでご出席いただいておりますけれども、アンケートの集計を通して、計画づくりに何か参考になるご意見等がありましたら、どうぞお聞かせいただければと思います。

(圓山オブザーバー)

発言の機会を与えていただきありがとうございます。

アンケートを担当させていただきました自立生活研究会の圓山です。話を戻して申し訳ないのですが、障がい者計画の資料5の30ページ、31ページからになります。31ページからいわゆる条例が策定中ということになっており、ここの部分で理解や啓発について述べられているかと思うのですが、アンケートの結果からは、非常に認知度が低いという結果になっていると思うのです。障がいのある方にとってのアンケートにもかかわらず認知度が大変低い。ニーズ調査の中でも、差別体験の声がとてたくさんあるということが出てきていますので、そういったことも踏まえて、

権利擁護や啓発なども強めにといいますか、出た結果を踏まえて強調する必要があるかということ、最後のところで思い出しました。

(島崎会長)

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

私から1点、細かなことでお聞きしてもよろしいでしょうか。障がい児支援のところですけど、これは国のほうから基本指針の主な変更点ということで、新たな計画づくりのところで述べられた部分ですね。特に第4期については、このように取組について努めなさいということであって、資料についても全部新しい形が入っているわけですけども、この中の、例えば保育所等の訪問支援ということで、平成26年度は実績がないと、平成27年から平成29年度は、二人の利用者が1か月に1回利用するという見込みとして算出したということで、2という数字が入っているのですけれども、例えばひしのみ園が機能強化されて、新たな福祉型児童発達支援センターとして、保育所等訪問支援ですとかさまざまなことが機能として入ってくると思うのですけれども、新潟市が新たな障がい児支援について機能の強化をするという状況の中で、この数字の出し方というのは少ないのではないかという気がするのです。

保育所等を見ますと、障がいのある子どもたち、気になる子どもたちが多く在園していて、そこで加配の保育士も含めて一生懸命取り組んでいるという部分がありますけれども、やはり資質の向上も含めたいろいろな相談支援、訪問支援が必要な状況だと思うのです。そういう状況で、実績はないのだけれども、二人の利用者が1か月に1回という数値としては、もう少し取り組む形での数字の出し方があってもいいのではないかと見えたのですが、これは何か根拠があって、ニーズとといいますかそういうことがあってここに来ているのでしょうか。

(事務局)

保育所等訪問支援につきましては、私どものほうで、今、幼児ことばとこころの相談センターで保育所、幼稚園を訪問しているのですが、そこにつきましては、ここで言う保育所等訪問支援、国の定めるものは園児に対して直接というものになります。この制度ができる前、私どもとしては保育園の先生に、全体として指導という形での訪問をやっているということで、いわゆるここで言う保育所等訪問支援は該当しないものということで、市が直接やっているものについてはカウントしていないということです。ここでは民間事業者がやる保育所等訪問支援の見込みとして出ているということがまず1点でございます。

この数値の考え方については、担当より説明させていただきます。

(事務局)

今ほどのひしのみ園で、実は保育所等訪問支援ではないのですが、保育所に訪問していただいているということが実際のところあって、保育所等訪問支援は個別給付ということで、障が

いのあるお子さんに対して、保育所に行つてというようなサービスなのですが、事業所に確認をしたのですが、保育園ではなく自宅の方に訪問しているので、なかなか支援の需要がないのですというお答えがありました。そういうところで、本当にこれはなかなか難しい数字なのですが、若干堅めというか、そういうところで積算をさせていただいたという実態がございます。うまく説明できませんが、以上でございます。

(島崎会長)

現状についてのご説明はよく分かりましたけれども、今後3か年に向けて新潟市が障がいのある子どもたちについて、基本計画のところでも療育については重点的なこととして新たに入った項目でもありますので、どういう形で障がいのある子どもたちへの支援、療育に取り組んでいくかというところが見える形での、数字的にも大切かということも含めてお聞きいたしました。まだ数字的にはいろいろな状況の中で検討するところがあるかと思ひます。全体を含めて見ていける時間があるかと思ひますので、私どもの方でも見ていきたいですし、市の方でもご検討をいただければと思ひております。

3時半という予定の時間が過ぎてしまいましたけれども、もし、ご意見がございませんでしたら、福祉計画についても一応素案を審議会で確認をしたということで、ご了解をいただければと存じます。この後につきましては、次期障がい者計画、障がい者福祉計画につきましては、いずれも先回と今回いただいた意見を踏まえた調整を行わせていただいて、そしてこの二つの計画の素案を完成させると。今日の素案にいただいた意見で、きちんと整理をして作るということでのご了解をいただいたということで確認をし、そして文言の整理等、大変恐縮でございますが、事務局と会長、会長代理の方で調整をしながら、議会に報告する形でまとめるということで、それを議会に報告をし、パブリックコメントの手続きに入るということで、ご了解いただければと思ひます。

議会に報告し、そしてパブリックコメントで市民の皆様にご意見をいただき、1月21日までに、この二つの計画素案については、さらに審議会の皆様からご意見をいただきたいということで、最初のほうにご説明がありましたとおりご意見をいただき、素案をさらに完成度の高いものにまとめていくということで、第5回審議会につなげていくという流れになるかと思ひます。そこのところも含めてご承願したいと思ひます。

繰り返すようですけれども、この審議会でいただいたご意見を含めて、素案をさらに完成度の高いものにし、議会に報告し、それでパブリックコメントをいただく。パブリックコメントにつきましては期間がありますので、審議会の皆様からも具体的に二つの計画についてご意見をいただいて、そして1月下旬から2月初旬にかけて開催する予定の第5回審議会で、パブリックコメントやそれまで出た意見を反映させた形での素案完成をさせていくということで、よ

ろしゅうございましょうか。年を越してしまう部分なので、申し訳なく思いますけれども、どうぞお気づきのところはこれから出していただいて、それをできるだけ反映させていくものにできればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これにつきまして何かご意見とかご質問とか、疑義等ございましたらお出しただければと存じます。

(柳委員)

先ほどお渡ししました新聞のコピーについてですが、こちらの説明をさせていただきたいと思ひます。ご覧いただきまして、盲聾の方々の支援ということで、制限時間が設けられているということが書かれています。新潟の場合は240時間という制限時間があるのですけれども、超えたらどうなるのかという心配があります。全国と比べても非常に数値が低いです。240時間を超えた場合どうすればいいのか、病気になったときに支援はしてもらえないのかという心配があります。また、交通費についても2,000円が限度額ということで、それより遠くに行かなければならないときに、支援者の負担が大きいのではないかとあります。新潟市の考え方はどうなのか、その辺の融通がきくのかどうか、その辺を確認でお聞きしたいと思ひしております。

(島崎会長)

柳委員、お聞きしないで申し訳なかったです。事務局からよろしくお願ひいたします。

(事務局)

盲聾の方へのコミュニケーション支援の派遣につきましては、今まですべて県ということだったのですが、今年度から新潟市に事務が委譲されたということで、ただ、コーディネート等を新潟市もできないということで、県が実施するところに負担金という形でお金を出して、引き続き県にやっていただいているというのが現状です。そんな中で、県が予算の関係で240時間の上限があるとういことを知りまして、私どもとしてはこれは非常に問題だと認識をしています。通常の盲聾の方ではないコミュニケーション支援については、上限を設けておりませんので、これについて、ただ、一方的に同じところが実施している中で、新潟市だけ外して、新潟市だけでいいのかという問題もありまして、今、これについては県といろいろ調整をしているところです。我々としては240時間で終わりということではなく、拡大する方向で県と協議をしているということでご理解をいただければと思ひます。

(島崎会長)

政令市新潟市としていい方向で実現できるようにお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは継続的に皆様からご意見をいただくことをお願ひいたしまして、議事は終了させていただきます、事務局にマイクをお返ししたいと思います。委員の皆様、ありがとうございます。

3. 閉会

(事務局)

島崎会長、長時間にわたりまして審議進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、たくさんのご意見をいただきありがとうございました。先回、今回と集中的に協議させていただきまして、非常にタイトなスケジュールの中、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。また、資料も当日配布が多くて、十分にご意見が言えなかったという部分も多々あるかと思います。それにつきましては、議会の報告の際にはもう少し本冊に近い形で冊子を作りますので、それを早急にお送りした中でまたじっくり見ていただいて、第5回までのところで追加でご意見をいただければと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(事務局)

次回の審議会ですが、1月下旬から2月上旬の開催ということでご案内をさせていただきます。本日お配りしております日程調整表の1月の最終週の木・金、29・30日、または2月の最初の木・金、2月5・6日、このうちから選んでいただく形になっております。恐れ入りますが、本日ご都合がお分かりだという方は、記載して提出していただければありがたいですし、確認しないと分からないという方は、後日ファックス、メール等でご連絡をいただければ結構でございます。よろしく願いいたします。また、本日駐車券をお預かりしている方につきましては、無料処理をしておりますので、お帰りの際に忘れずにお受け取りいただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成26年度第4回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、皆様ご出席いただきまして大変ありがとうございました。お疲れ様でした。